
日本人の越境するライフスタイルにみる 現代日本をめぐる“もうひとつの”多文化化

—台湾でキャリアの再/構築をめざす日本人の国民国家を超える複合的な戦略から—

“Another” Phase of Multiculturalization in Modern Japan as seen from the Cross-Bordering Lifestyles of Japanese

Diversified Strategies beyond the Nation-State among Japanese in Taiwan

金戸 幸子*

KANETO Sachiko

In Japan, there is a strong myth of a "homogeneous society". However the increasing population of foreign residents is contradictory to this myth. Aside from this, almost one million Japanese nationals are now living all over the world. Above all, Japanese residents in Asia-Pacific areas has increased rapidly since the mid 1990s in comparison to North America, Europe and Oceania. The Japanese community in East Asia has changed dramatically in recent years. For example, in Taiwan, the proportion of Japanese nationals who cannot be categorized as Japanese company residents and their families has increased significantly, which suggests that the relation between Japanese and Taiwanese local society has entered a new phase.

Nonetheless, there have been few studies on modern Japanese migration from within the previous framework of migration studies and related study fields. Recognizing recent development in migration studies, I have conducted research on Japanese communities in Taiwan. My research methods have included analysis of interview with Japanese residents, participant observation in several types of Japanese community associations in Taiwan, analysis of statistical data on Japanese migration by the Japanese and Taiwanese government and Taiwanese government policies on foreign residents. This article shows that Japanese migrants have diversified the strategies with which they go beyond national borders or "between" nations and through which they immerse themselves in local society.

*東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターフェロー／京都大学グローバル COE 研究員

Based on these cases, I attempt to explore "another" phase of multiculturalization in modern Japanese society.

はじめに

本稿では、台湾に越境し生活する日本人の“between”¹に生きる複合的なライフスタイル獲得戦略について、現地の就労やシティズンシップをめぐる政策との関係や相互作用に関連付けながら考察する。それにより、これまで均質的な存在として語られることの多かった日本人の多様性と日本社会の“もうひとつの”多文化化の検討に向けた議論にも示唆を与えていこうとするものである。

1990年代中期以降、日本とアジアとの経済的関係が強まってくると同時に、アジア地域でも民主化・高度経済成長とともに都市中間層が拡大し、日本との消費文化の共有が進むようになってきている。そうしたなかで、欧米だけでなく、日本人の間でアジアが魅力的な地域となり、さらに日本社会の雇用や社会状況の変化もあいまってアジア地域で就労・留学する日本人が増加している。外務省「海外在留邦人数調査」によると、全世界に在留する日本人総数は2005年に初めて100万人を超え、とりわけアジア地域の在留日本人数が全体に占める割合は、2000年の20.1%から2005年には25.75%へと上昇し、欧米など他地域に比較して増加傾向にあるのは注目すべき動向である。

このように、経済や文化のグローバル化が進むなかで日本からの海外移住も近年増加傾向にあるが、この現象は、日本に流入する外国人と比べ、研究対象としてこれまで十分な関心が寄せられてこなかった。そうしたなか、現代のアジア地域において日本人が増加した背景については、従来の数少ない関連先行研究[酒井1997, 2007; 園田2001; 小林2006]において、日系企業社会の拡大という側面が強調されてきた。

しかし、例えば台湾では、1990年代中期以降、台湾人と国際結婚に至り台湾に定住し就労する日本人男女や、拡大する台湾の大学教育とともにそこで職を得る日本人、また近年は定年前の早期退職に応じて、日系企業在職時に培った台湾での人脈などを生かし、現地企業に迎えられたりする日本人男性などが徐々に増え、政府統計でも、こうしたカテゴリーに含まれる日本人の比率は、それまで最も多かった日系企業の派遣駐在員として現地に在留する日本人のそれを上回るようになってきている。こうした展開は、単に日系企業社会の拡大という次元を超えて、格差社会の進展に伴う労働の非正規化などによって、日本を含めた東アジア全体で職業や産業、階層構造などに生じている変化が重要な意味を持ち始めていることを示している。

そこで本稿では、主に日本と台湾の政府機関や団体が発行する統計資料の分析、台

湾の移民・外国人政策の検討に加え、在台日本人に対する越境動機と現地在住経験の聞き取り調査、そして複数の在台日本人関連組織が行なう活動での参与観察での結果を活用し、とりわけ2000年前後以降の在台日本人における新たな展開として、筆者が観察しえた現地でのよりよいライフスキル獲得に向けた一戦略としての高等教育機関への進学と、さらにその延長線上にある在台日本人のトランスナショナルな空間に生きる複合的な戦略について取り上げる。

1. アジアにおける日本人と在台日本人の動向

1-1. アジアにおける日本人の動向

まず、在台日本人の特徴について、外務省の統計資料からその全体像を概観していきたい。外務省の統計では、「長期滞在者」とは3ヶ月以上の滞在者で永住者ではない日本人、「永住者」とは、原則として在留国より永住権を認められている日本国籍保有者を指している。

アジア各国・地域における日本人総数の内訳をみると、「長期滞在者」の比率は、中国(香港を含む)が高く、2000年以降におけるその増加のペースも上海などの中国大陸都市部において高い。これに対して「永住者」数の比率は、台湾やシンガポールが高くなっている(表-1)。ここから、台湾は、同じ東アジアで日本人在留者が多い香港や中国大陸における日本人社会とはやや異なる特色を持っていることが看取される。

表-1 国・地域別在留日本人数(アジア地域抜粋)

世界順位	国・地域名	総数	長期滞在者数	永住者数
2位	中国(香港含む)	127,905	126,627	1,278
7位	タイ	42,736	41,899	837
10位	シンガポール	25,969	24,617	1,352
11位	大韓民国 ²	23,267	20,364	2,903
12位	台湾	17,409	16,045	1,364

出所)外務省「平成20年海外在留邦人数調査速報版(2007年10月1日)」より筆者作成

注)中国における在留邦人数の内訳は、中華人民共和国103,399人(長期滞在者103,221人、永住者178人)、香港24,506人(長期滞在者23,406人、永住者1,100人)

1-2. 日系企業社会の拡大に限定されない次元での在台日本人の増加

他方、表-2は、2008年末現在の在台外国籍居留者数である。台湾では、2008年2月1日より、観光を目的とした90日以内の滞在は査証不要となっているが、滞在日数が90日以上180日以内の場合は短期ビザに相当する「停留査証」、滞在日数180日以上の場合は長期ビザに相当する「居留査証」を取得して入境することになる。居留査証に

は、滞在期間や滞在目的によって一般就労用、投資用、正規留学用、宗教活動用、家族用などがあり、雇用(赴任)、投資、家族呼び寄せ(配偶者、未成年者)、宗教活動、大学や大学院への正規留学などの目的で台湾に6ヶ月以上の滞在を必要とする場合に取得する。

さらに「外僑居留証」とは、「居留査証」取得によって発行される外国人登録証であり、台湾に入境後15日以内に住所地の警察局服務センターで手続きをとることによって³与えられる(台北駐日経済文化代表處HP、<http://www.taiwanembassy.org/JP/>、2009年9月30日閲覧)。「停留査証」所持の外国籍者は観光やビジネスによる滞在が多く、「外僑居留証」所持者は、台湾で就労する者、大学・大学院に学位取得を目的として在学している者など長期にわたって継続して台湾で生活している者に多い。

ちなみに、内政部統計處「内政統計通報九十八年(2009)第五週」によると、「停留査証」を所持し、台湾に居留する外国籍者は88,035人(ビザ不要で入国した華僑を含む)で、内訳は日本人の21,035人が最も多く、これは全体の26.02%を占めており、次いでアメリカ人の18,365人(22.72%)であった。過去10年間の在台日本人数は、若干の増減を繰り返しつつも、緩やかに伸びている(図・1)。

表 - 2 在台外国籍居留者数(2008年末現在) 単位: 人

順位	国籍	合計
1	インドネシア	143,340
2	ベトナム	130,340
3	タイ	81,728
4	フィリピン	79,572
5	日本	31,318
6	アメリカ	29,321
7	マレーシア	13,989
	その他	49,127
	合計	559,300

出所)内政部統計處「内政統計通報九十八年(2009)第五週」<http://www.moi.gov.tw/stat/>より筆者作成
注)データには中国大陸籍の統計を含まず。中国大陸籍者数はすでに25万人近くに上り、その9割前後は女性配偶者である。

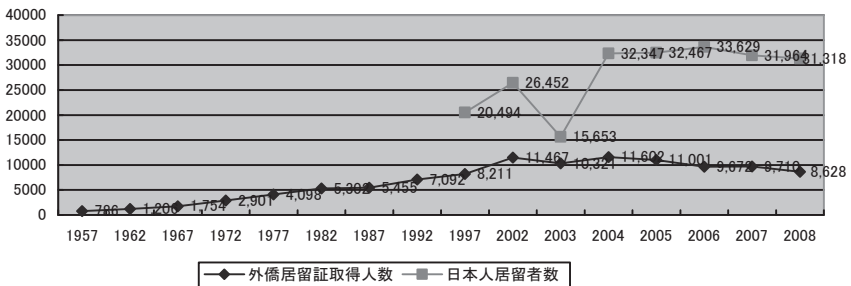


図 - 1 在台日本人数の推移 (1977年～2008年)

出所)内政部警政署『中華民國警政統計年報』各年版および内政統計服務網<http://www.moi.gov.tw/stat/>より筆者作成

注) 2003年はSARSの影響あり。1996年以前の停留査証取得者数を含んだ在台日本人総数の台湾側統計は現段階では確認できず。

在台日本人の内訳について、中華民國『警政統計年報』の「職業分類外僑居留人数」に依拠して分析すると、国籍別内訳は最近数年分のものしか入手できないため、時系列に正確な日本人数の推移を割り出すことは困難である。しかし、統計データの入手が可能な1960年から現在までの各年の数字を概観すると、「商業人員」は、2000年代以降は減少に転じている(図-2)。台湾は、経済的關係は歴史的に日本との關係が最も強いため、日系企業の派遣駐在員の動向は、ほぼこの動向と一致しているものと推測できる。ちなみに、中華民國台灣地區94(2005)年度『警政統計年報』の「職業分類外僑居留人数」によれば、「商業人員」は合計で3,878人であり、国籍別では一位が日本(1,748人)、二位がアメリカ(507人)、三位がイギリス(90人)、四位がフランス(76人)、五位がドイツ(65人)である。

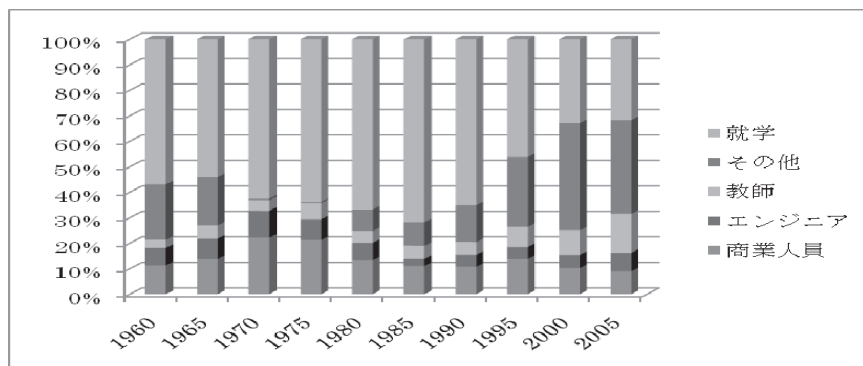


図-2 在台外国人職業別分類(主要職業抜粋)

出所)内政部警政署『警政統計年報』各年版より筆者作成

注) 外国人労働者の統計は含まず。台湾では、1991年より、政府の重要建設プロジェクト、または経済発展の必要性に鑑み、中央主管機関(行政院勞工委員会)が指定した業務に外国人労働者が導入されており、現在、製造業務、建設業務、介護業務等が指定されている。主な受け入れ国は、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナムなどである。

なお、図-3の在台日本人の職業別分類では、「その他」に分類される日本人の割合が最も多くなっているが、このなかには、現実には通訳・翻訳や語学教師を職業としている者、あるいはいくつかの職を兼務している者も少なくないものと想定される。

このことから、台湾の場合、単に目先の仕事のためだけの潜在というよりは、それ以外の滞在身分や目的で現地に生活している日本人が多い傾向にあることがうかがえる。

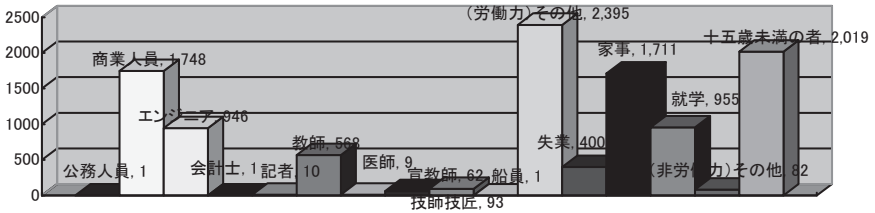


図-3 在台日本人の職業別分類（有効「外僑居留証」所持者分、2005年）

出所)内政部警政署「台閩地區居留外僑統計……按國際及職業別九十四年(2005)」より筆者作成
注)有効「外僑居留証」所持者人数(男性6,893人、女性4,108人、合計11,001人)

性別内訳)男性…①その他(1,932人)、②商業人員(1,677人)、③15歳未満の者(1,063人)、④エンジニア(938人)、⑤就学(441人)

女性…①家事(1,711人)、②15歳未満の者(956人)、③就学(514人)、④その他(463人)、⑤教師(264人)

1-3. 関連先行研究の検討および本稿の位置と視角

(1) キャリア戦略と越境移動との関係に関する研究

まず、キャリア戦略と越境移動に関する研究について、現代日本をめぐる国際移動と日本人の海外移住に関連づけながら概観する。

戦後日本において、自分の意思で海外移住や滞在を選択する日本人に関する研究が出てきたのは、1980年代後半以降から1990年代に入ってからであるといえる。とりわけ1980年代後半以降、円高の進行、製造業やサービス業のグローバル化により、海外留学や、海外で就労、起業する者が増加した。そうしたなか、オーストラリア[佐藤1993]、イギリス[Sakai 2000; Kelsky 2001]、カナダ[コバヤシ2003]など、欧米やオセアニアに向かう女性たちに焦点を当てた研究がいくつか行われてきた。これらの研究は、社会・文化的要因から精神的な理由で日本を離れる女性たちに焦点があり、こうした行為は日本よりもジェンダー分業が弱く、より平等な場所を選択する行為として描かれている。

しかし1990年代に入り、日本とアジアとの経済的関係が強まってくるようになると、欧米だけでなく、日本人の間でアジアが魅力的な地域となり、アジアで就労・留学する日本人も増えてくるようになる。現代のアジア地域における日本人については、

主に日本企業の海外進出に伴う日本人派遣駐在員に大きく目が向けられてきたが[今田・園田編1995; 園田2001]、1990年代初期から中期にかけて香港[酒井1997, 2007]やシンガポール[Ben-Ali 2000ら; THANG Leng Lengら2006]などアジアの準英語圏とされる地域で現地採用就労という雇用形態で働く日本人女性が増え、これに着目した研究も行われるようになった。対象とする地域は異なるものの、これらはいずれも日本の雇用環境の中にあるジェンダー差に問題意識があり、女性に課されるライフコースの規範との関連から、年功序列や終身雇用で代表されるような「日本的な働き方」において、最初から中核的メンバーとして期待されておらず、長く勤めても評価が上がらないような日本の企業社会独特の雇用慣行に距離をとって越境する日本人女性の姿を描いている。

アジアでは、移住者個人の経験より、海外に展開する日系企業の経営や人材管理などへの関心が強く持たれてきた。そのため、欧米地域と比較しても、よりよいキャリア構築を視野に入れて自発的に越境する日本人を対象とした研究はほぼ皆無であったが、そういう現状のなかで、これらの研究は、精神的な理由で自発的に日本を離れ、越境して就労する日本人女性について分析した研究として注目できる。

ただしこれらの研究は、移動の背景要因として、当時はこれらの地域において日本人女性の就労ビザの取得が比較的容易であったという現地の政策的要因をやや等閑視しているように思われる。たとえば酒井[1997, 2007]は、香港で就労する日本人女性の多くは、日本の企業社会において「先の見えなさ」を感じて香港で働くことを選択したものの、実際に彼女たちの就労先の多くは、日系企業の現地採用就労であったことを見出した。そのため、その越境動機を矛盾したものであるとし、香港に越境しても日本という空間から決して出ておらず、彼女たちは日本との関わりを資源として現地での潜在を安定させていると分析している。しかし、多くの国では、外国人就労ビザはその国の人でなければできない仕事や業務に対して発給されるのが通常である。そのため、日本人女性が越境しても日系企業での就労にとどまってしまうのは一方ではやむを得ない選択でもあり、必ずしも個人の側の意識のみに還元して論じられるものではないだろう。越境先での就業選択は、当該国・地域の移民政策や外国人就労をめぐる政策との関連にも十分に着目し、その上でこうした日本人たちがどのような戦略をとっていくのか考察される必要がある。

この点と関連して、たとえば同じ東アジアで在住日本人が多い地域である台湾では、英語や日本語などをネイティブ並みに堪能に操る台湾人の人材が豊富に存在すること、また、同じ中国語圏でも中国大陸や香港などと異なり、高齢者においては日本の植民地支配を経験した日本語世代、そして若年層においては日本に対する文化的・経

済の崇拜度の高さも関係し、「お茶くみ」や「気配り」といった日本の企業が女性社員に対して求める役割や日本的なサービス精神を解する度合いが高いなどといった要因から、日系企業の事務・秘書職関連業務における台湾現地での日本人女性の需要はあまり高くはない。

こうした社会文化的要因に加え、さらに台湾政府は事務・秘書職においては現地人の雇用を奨励していることから、女性の希望者が多いこれらの分野での就労はかなり限られ、就労ビザの発給でも、修士以上の学歴や関連実務経験年数も問われる。このことから、現地で就労を望む日本人女性にとっては、かなり門戸が限られているのが現状である。そうしたなか、日本語教師であれば、本国人とナショナルリティ的に競合しないという理由で就労ビザがかなり容易に発給されやすいだけでなく、関連職歴年数も不要である。そうした事情もあり、越境したばかりで、職務経験も浅い日本人女性の多くは、一昔前の香港や、上海など現在の中国大陸では日系企業の現地採用就労での事務職や営業職で就労するケースが多くなるのとは異なり、台湾の場合は、日本語教師ということになるのである。このように、完全に越境する日本人側の個人的な選択や意識のみに還元してその要因を分析できるものではなく、政策的要因にも関連づけなければ、なぜ台湾での日本人の就労は日本語教師が多いのかを正しく分析できないことになる。

しかしながら、筆者による台湾で就労し生活する日本人への聞き取り調査や参与観察からは、こうした限界に直面しつつも、とくに最近では、現地でのよりよいライフスタイルやシティズンシップの獲得を目指して現地の大学院に進学して就労ビザ取得のための条件を高め、それによって現地での滞在を安定させることはもちろん、移動の可能性を広げるために永久居留証の取得を目指して、そのハードルを乗り越えていこうとする日本人が増えつつあることが観察できた。そうした意味において、台湾を事例に取り上げることが、法規の変更が頻繁ではあるものの、2000年代に入り、移民・外国人をめぐるシティズンシップに関わる政策が整備されつつあることから、シティズンシップをめぐるハードルを日本人がどう乗り越えていこうとしているのか、その戦略に着目しつつ分析を進めていくことができる点に意義があると考えられる。

(2) 「社会移民」という観点から現代日本人の海外移住を捉える

一方、日本人の海外移住・越境は、1980年代後半から90年代は、「海外でのリッチな生活」「海外での生活を楽しむ」ことに焦点が置かれ、一部の限られた人たちの間だけの実践にすぎなかった。しかし、1990年代半ば以降、「安・近・短」と形容されるように、長い休暇を取得することが難しい日本人のライフスタイルにも合う短い旅行

日数や時間、そして国内旅行並みか場合によってはそれよりも安い旅費で渡航することが出来る海外旅行先として、韓国、台湾、上海、香港など近隣の東アジア地域への旅行が国内旅行のように身近になった。こうしたことも背景要因として関係し、海外移住・越境も1990年代に比べて大衆化するようになっていく。

こうして海外移住・越境も1990年代に比べて大衆化すると同時に、2000年前後からは、日本人の海外移住の表象も、年齢や性別による制約からの脱出といった文化的あるいは社会的な動機による越境移動の軸に加え、不景気に伴う社会環境・社会構造の変化、格差社会の進展などによる自己防衛・生活防衛といった要素が大きく関わり、「物価の安い国で等身大の生活を」というものに性質が変化してきている。そうしたなかで、「生活の拠点として暮らす」場所としてアジア圏が視野に入ってくるようになった。なかでも、親日的とされ、地理的に日本に近いだけでなく、同じ漢字文化圏であること以外にも、生活水準や社会制度的にも日本に近く気候も温暖な台湾は、日本人にとって身近で暮らしやすい国や地域のひとつとして好まれる傾向にある。

他方で、近年は雇用や社会状況の変化により、「ストレスフルで残業が当たり前」の日本企業や日本社会の雇用の構造に疑問を抱く人々が男女を問わず増加するなかで「ワーク・ライフ・バランス」といった概念も浸透し、その実現を望む傾向も広まり、それはとくに若年層から中堅世代の働き盛りとされる世代ほど顕著であるといわれる。このように、日本社会や日本人の海外移住に対する認識や価値観の変化から、現代日本人の自発的な海外移住を単なる「消費」という観点からではなく、「社会移民」という観点から捉えていくことができるのではないかと思われる。

さらに本稿が対象とする台湾の場合、2003年の「就業服務法」改正によって、台湾人の配偶者として台湾に居留している場合は、「依親居留」という配偶者ビザを取得すれば、自動的に就労できる権利も有し、個人申請による就労ビザの取得も不要となった。こうしたことも関連し、現在では台湾人との国際結婚により台湾に暮らしている日本人の多くがパートタイム、フルタイムを問わず現地で就労するようになっていく。今日、とくに女性のライフコースが変化するなかで、国際結婚による移住と同時に就労を希望するケースも増えてきていることから、現代日本人のキャリア戦略と越境移動との関係を見る場合、「国際結婚」と「就労」をそれぞれ別のカテゴリーの行為ととらえるのではなく、これらを連続した一連の行為と捉えていく必要がある。

(3)日本人の移動性と「日本人」概念の再考

他方で、必ずしもこうしたカテゴリーに括られない、自らの主体的な意思により越境する日本人の動態やそのシティズンシップ獲得をめぐる戦略やプロセスを考察する

ことは、暗黙の前提になっているような表象としての「日本人」概念をも相対化しうる。

日本社会はもともと、アイヌ先住民や在日コリアンなどのオールド・カマーの存在を考えれば明らかのように、決して単一かつ均質なものではなかった。しかし、戦後の日本において、「日本」は均質的な国家であり、「日本人」もまた、比較的平等な中間層によって構成されているという認識が政府や一般市民のみならず、研究者にさえも共有されてきたといえる。1990年代以降のいわゆるニューカマー外国人住民の増加によって、多文化社会化が急速に進展し、それに伴い多くの領域で在日外国人についての研究が行われるようになってきたが、戦後の日本社会は諸外国に比べ相対的に均質な社会であると考えられ、越境移動を行う人々に対する関心も弱かったといえる。「日本人」概念の問い直しは、これまで「アイヌ」「沖縄」「在日コリアン」「中国帰国者」など日本において歴史的に周縁化されてきたマイノリティ集団を通じておこなわれることが中心であったが、「越境する日本人」をとりこんだ研究は、筆者が把握する限りにおいてほぼ皆無である。したがって、このような認識を相対化させるためにも、「越境する日本人」の事例は、「日本」や「日本人」概念を問い直す意味でも示唆があるといえる。

2. 調査の方法と概要

2-1. 調査の方法

調査の方法は、大きく個人への聞き取り調査と、性質の異なる在日日本人の親睦組織5ヶ所での参与観察という、主に二つの方法によって行なった。

まず、個人を対象としたライフストーリーの聞き取り調査は、2004年12月と2005年12月、そして2006年10月～12月の3回にわたり、合計48名(男性23名、女性25名)の在日日本人に対して実施している。これに加え、2009年2月には、旧正月を利用して一時帰国していた台湾で就労中の日本人男性1名、女性1名の計2名に東京で聞き取りを行うことができた。

調査方法は、半構造的インタビューにより、主に越境に至る経緯と台湾での就労や生活経験について行なった。聞き取り対象者は、ゲートキーパーとなった日本人の親睦組織からの紹介や、対象者たちとの定期的な接触や参与観察を通じて広げていった。聞き取りは1人あたり平均1.5～2時間程度であり、長い人は5時間程度にも及んだ。なかには1年以上の間隔をあけて複数回聞き取りを行なった対象者もいる。そのほか、日系人材紹介会社、在日日本人の親睦組織5ヶ所に対しても聞き取り調査を実施している。また、在日日本人の親睦組織に対しては、単に代表者やキーパーソンに聞き取りを行なうだけでなく、台北を中心に、台湾各地で行なわれている当該組織の集會や

活動に参加し、定期的な参与観察を行なうことにより、より多くの在日日本人に接近を図った。

2-2. 調査対象者の概要

個人のライフストーリーの聞き取りを行った調査対象者が台湾で暮らし始めた時期をみると、最も早い人で1955年、最近の人では2006年と幅広いが、対象者の多くは、1990年代以降になってから台湾で暮らし始めている。年齢層は20代から60代以上と幅広いが、男女ともに30歳代が最も多い。これは日本人が海外での転職を考えたり、国際結婚に至るケースが多い年齢層ともほぼ一致している結果とも関係しているものと思われる。国際結婚をしている対象者のなかには、かつて語学留学生であった者や、台湾人配偶者の身分の傍ら現地の大学院に在学中などの者も多数含まれる。

また、台湾では、2003年の「就業服務法」改正により、台湾人の配偶者として台湾に居留している場合、現在は別途就労ビザを申請する必要がなくなっている。このことも関係し、国際結婚をしている在日日本人女性で、かつては専業主婦であった者でも、現在はフルタイム・パートタイム問わず就労している者が多い。また、のちに論じるように、台湾では、1999年より、永住権に相当するとされる永久居留証の取得が可能となったため、資格に該当⁴する者の多くがこれを取得している。

調査対象者の特徴をみると、まず、日本での出身都道府県において、どちらかといえば首都圏、中部や関西など、比較的都市部もしくはその近郊の県の出身者がやや多い傾向にあるが、特定の地域出身者に偏っているわけではなく、全国にまたがっていることが挙げられる。とくに、移動時期が下がるほど、出身地は全国に分散している傾向がみられた。

次に在日に至るまでの経歴についてみると、女性を中心に欧米への留学経験や滞在経験を持つものも少なくない。一方で、当事者たちの多くが、「移住前に中国語を勉強していた」「台湾に興味を持っていた」「これからはアジアの時代」というように、欧米志向より総じてアジア志向である傾向がうかがえ、この傾向は、若い世代ほど顕著に感じられた。

以下、彼/女たちの国境を跨ぐ複合的な戦略について具体的にみていきたい。

3. 現地でのよりよいライフスキル獲得に向けた一戦略としての台湾の高等教育機関への進学

3-1. 現地の高等教育機関への進学を目指す在日日本人

近年の台湾において興味深いのは、企業での現地採用就労が中国大陆や香港などに比べて限られており、日本語教師関連職以外での就労ビザの取得が難しいにもかかわらず

らず、「台湾に住みたい」「台湾は居心地がよいので長くいたい」というように、滞在が長期化する日本人も多いことである。

1990年代半ばくらいまでは、日本人の中には台湾の生活に耐えられず、その壁にぶつかれば、案外あっさりとは帰国してしまうケースも少なくなかった。もちろん、今でもそうした日本人も決して少なくはないだろうが、最近ではむしろ、台湾でひとふんばりして、台湾に残ろうとする日本人がかつてより増えてきていることが挙げられる。滞在が長期化した人々は、居留地への愛着、永住権の取得、家族形成などにより、越境した居留先により強く関与していく傾向があるのは何も台湾だけに限らない。また、たしかに日本に帰国したくない、あるいは帰国したくても出来ない背景には、日本に戻っても年齢制限や、台湾での経験や実績に対する正当な評価が望めず、納得できる仕事に就ける可能性はそれほど高くはないという予測から、台湾での滞在や生活を続けているというケースも少なくはない。

一方、とくに滞在が長期化すればするほど、台湾社会への入り込み方が深くなる反面、「日本人だけど日本人じゃない、だけど台湾社会にも完全には入りこめず、あるいは入り込もうと思っても、やはりどこかで線が引かれていて、それ以上のアクセスを制限されている感じ。そこに限界を感じる」といったように、“二重に周辺化”されていることについて語る日本人も少なくない。台湾が好きで、現在の仕事や台湾での生活にも満足している日本人でも、いずれはやはり母国である日本に帰ることを念頭に置いているという人にその理由を尋ねたところ、「将来、歳をとってからの不安」「家族が心配」「やはり外国人として暮らすことによるさまざまな制約から来る限界」「台湾の『国家』としての将来に対する不安」などといったことを挙げる者が多かった。

グローバル化と海外渡航の大衆化によって現代社会に生きる人々が受けた恩恵は、国境を超えて拡大する生活圏と移動の自由であり、自分が生きたいと望む場所の選択を可能にした。実際、国際結婚や起業などを通じて台湾に社会経済的基盤ができたことにより、台湾に根を張って生きていくことを選ぶ日本人も徐々に増えつつある。その一方で、人の移動は国家によって厳重に管理されているのも事実であり、就労や定住をめぐる諸所のハードルは容易に越えられるものではない。近年の台湾では、移民・外国人に対するシティズンシップが整備されるようになる一方で、国境管理はむしろ強化され、査証や就労ビザの発給基準も引き上げられつつある。滞在が長期化した日本人たちは、「居心地がよく愛着がある台湾に住み続けたい気持ち」と「日本語教師以外での就労ビザの取得が難しい台湾」というはざまのなかで、台湾での滞在を通してどのような生存戦略をとっていくのだろうか。

いうまでもなく、国家の政策は人の移動に影響を与える。ただし、それがあまりに

多様で頻繁であるとき、人の動きはそれを無視する、あるいはそれを超えるような動きが出てくる。そうしたなかで、近年、台湾に長く暮らす日本人における興味深い現象のひとつに、台湾での「よりよい生活基盤」を築くことを視野に入れ、現地の高等教育機関に入学する日本人が増えていることが挙げられる(図・4)。近年の台湾では、もちろん台湾に研究上の関心を抱いて台湾の大学・大学院に入学する日本人も増えている。しかし筆者による参与観察や聞き取り調査の結果から興味深く感じられたのは、単に目先の学術研究のためというよりは、「学位」主義社会の台湾での生活、就労を経験していくなかで、あるいは台湾での語学留学を経験する過程で、台湾でのよりよい職の獲得、生活基盤の構築を見据えて台湾の大学・大学院に入学する日本人が増えていることである。

台湾で就労あるいは生活していこうとする日本人は、当然のことながら、台湾社会の労働慣行に組み込まれることになる。また、現在の台湾では、外国人が企業で一般的に就労をする場合(日本語教師などを除く)、行政院勞工委員会への労働許可申請の際に高卒・専門学校・短大卒が5年以上、大卒が2年以上という関連職歴経験年数(最終学歴後の合計職歴年数)が要求されるが、大学院修了者であれば職歴が問われない。その関係もあり、台湾での高等教育機関への進学は、ある一種の法的な保障と同じ枠組み、もしくはその延長線上で捉えられている側面も看取できる。アジアの場合、これまで多くの国や地域では、現地の高等教育機関における留学生政策が整えられてこなかったことも関係し、日本人の留学は語学留学が中心であり、学位取得を目的に現地の高等教育機関に入学する日本人は2000年代に入る頃までは少なかった。したがって、このような展開は、台湾という場所が日本人にとって一種のキャリア構築の場と捉えられるようになってきたことを示しているものともいえる。

こうした展開は、たとえば次の36歳の日本人男性(EH)のような事例に典型的である。EHは日本で大学卒業後、大手不動産会社での勤務を経て、台湾でビジネスや起業のノウハウを学んだ。その後、日系民間研究所台湾支店での現地採用就労を経て、その傍らで昨年からは台湾の大学院にも通い始め、最近、台湾でコンサルティング会社を起業した。この男性は、台湾で大学院に入った動機を次のように語る。

僕は日本で有名な国立大学を卒業して新卒で大手企業に入りましたので、日本にいた時には、大学院に行こうと思ったことはないし、その必要性もまったく感じませんでした。でも、台湾に来て研究所で仕事を始めるようになったでしょ。そのとき、まず、調査の対象者へのアポ取りなどから仕事を始めるわけですが、電話とかで「××研究所です」とかって台湾の会社や経営者などに電話をしても、「な

～んだ、研究所(日本語訳「大学院」)か」で終わってしまって、まともに相手にされないわけですよ。勤務していた研究所でも、台湾人の同僚たちは、みな修士以上の学歴を持っていて、自分が一番学歴が低かったんですよ。ですから台湾で仕事をしていくなかで、少し肩身が狭い思いをしていたんです。そんなこともあって、ちょうど台湾の某国立大学に経営大学院(ビジネススクール)ができるというので、そこに入ることに決めました。そこには、社長や蒼蒼たる肩書きの人が多くて、こういう人たちと名刺交換することによって、台湾での仕事のチャンスや幅も確実に広がっていきました。台湾って、会社の名前よりも個人の名前で仕事をするとこですし、最終的にはそれがモノをいう社会ですから、こういう人脈ってすごく大事ですよ。今回会社を立ち上げる際も、そこで知り合った台湾人経営者がだいふ力になってくれましたし(2006年12月19日、下線は筆者による)。

EHの事例は、台湾での就労を経験するなかで、高学歴な同僚たちが周囲にいることにも触発され大学院に進学した事例であるが、大学院での経験が単に学歴を向上させるだけでなく、よりよい人脈形成の場となり、それが現在の起業に繋がったことを示している。

また、国際結婚後、台湾で大学院に入る日本人も増えており、こうした意味において、日本人の台湾社会への参入がより深いものになっていることが推測できる。留学生の内訳についてみると、語学留学生は増加を続けているが、むしろ2000年代に入って大学や大学院に入学する日本人が着実に増加していることに注目したい(図-4)。

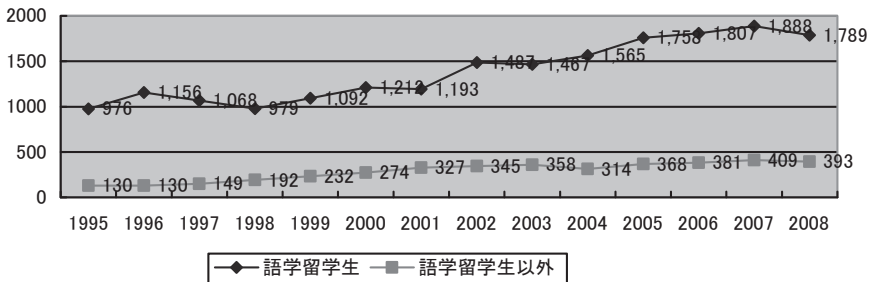


図-4 在台日本人留学生の内訳の推移(1995年～2008年) 単位:人

出所) 教育部統計處「外國在華留學生人數表」各年版より筆者作成

http://www.edu.tw/EDU_WEB/EDU_MGT/STATISTICS/EDU7220001/data/serial/foreign.xls?open

「外国在華留學生人数表」では、「語学留学生」と「語学留学生以外」にしか分類されていないため、「語学留学生以外」の内訳を知ることは難しい。ただし、筆者のインフォマントを含め、多くが大学卒業後、あるいは大学卒業後に数年の社会人経験を経て来台している。したがって、この「語学留学生以外」に該当する日本人は、各大学の留学生の国籍別在籍者数⁵なども含めて判断すれば、その多くが大学院への進学であると考えられる。

また、日本人留学生数の男女比は、1992年前後から女性が増え続け、1997学年度に男女比が逆転した。特に語学留学生は2000年代以降、女性の数が男性の数を圧倒的に上回るようになってきている(図-5)。また、図-4の在台日本人留学生数の推移からは、これまで日本人留学生の行き先でトップを占めてきたアメリカなどとは異なった傾向を示していることが読み取れる。つまり、アメリカでは2003年を境に日本人留学生が減少傾向にある[佃2007: 75]のとはむしろ逆の傾向を示しているのが興味深い。

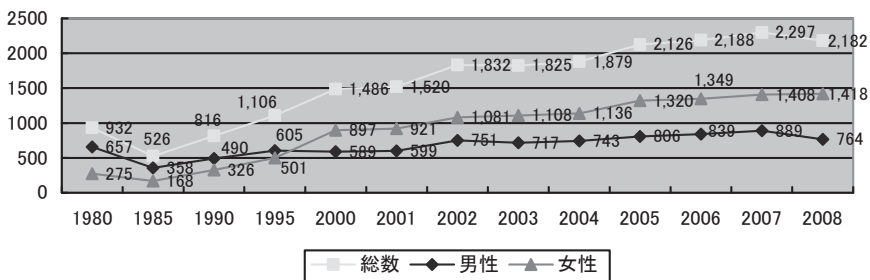


図-5 在台日本人留学生数の変化(1980年～2008年) 単位:人

出所)教育部統計處「外国在華留學生人数-歴國年別」より筆者作成

注)統計には語学留学生を含む。

3-2. 台湾の高等教育機関への進学の自分自身にとっての意味づけ

それでは、このようにして台湾で大学や大学院を卒業/修了した経験や台湾で取得した学位は、当事者たちにとって実際のキャリアにおいてどのように生き、どのような意味付けを持ってくるのであろうか。

台湾政府教育部の「外国在華留學生人数」によれば、1999年頃からそれまで圧倒的に多かった「人文」以外にも、「経社及心理学」「商業及管理」系を専攻する日本人が増

えてくる。これは、日本人研究者の間で台湾に対する研究関心が多様化している以外にも、台湾において、こうした学部・学科が相次いで新設されつつあることや、台湾社会は、ビジネスの場でも修士・博士の学位が尊重される社会であることも関係しているものと思われる。

筆者が現地に進出している日系人材紹介会社に対して行なった聞き取り調査なども含めて分析すると、そもそも日本の場合、最近は多少状況が変わりつつあるものの、元来は欧米で取得した学位であっても、アカデミズムの世界や外資系企業などのごく一部の業界を除けば、それほど尊重される向きはなかったといえる。また、最近でこそ多少は海外の大学卒業も日本社会において徐々に認知されるようになってきているが、日本では、台湾を含めアジアで取得した学位は、参考程度にされることはあっても、それでもって格段に就職に際して条件が有利になったり、社会的に認知されることは、研究者として中国研究や台湾研究の道で生きていくのでもない限り、一般的には少ないのが現状である。なぜなら、企業等への一般就職の場合、仮に中国や台湾関連の業務であっても、中国語の力だけよりも、むしろ英語も含めたコミュニケーション能力の方が重視される場合が多いからである。また、日本の大手企業では、中国語を使える人材は、アジア留学を経験した日本人よりも、日本の大学を卒業した中国語を母語とする外国人や帰化した中国・台湾出身者などを優遇する傾向にある。したがって、台湾で大学院に進学する日本人当事者たちにとっても、日本で通用する学位を目指してというよりは、台湾でのよりよい就労や生活を視野に入れた上で現地の高等教育機関への進学が選択されている要素の方が大きいのではないかと考えられる。

たとえば、台湾では日本語教師として働く日本人が多いが、台湾で日本語教師を長期的に続けていくには、最低でも修士以上の学位が求められ、学士止まりでは昇進や昇給にも限界がある。そこで、日本語教師として教えているうちに、進学して最低でも修士を取得した方が、台湾でこれ以上仕事を続けていく上で有利と考え、進学しようということになり、大学院に入り、学位をとり、引き続き日本語教師を続ける人も多い。このような理由により大学院に進学しようとする日本人の場合、以前は日本にいったん帰国して日本の大学院に入り、修士号を取ってから再度台湾の地を踏むケースの方が多かったが、最近では台湾現地の大学院を志す傾向が出始めている。

その理由として、主に次のような理由があると考えられる。ひとつは、日本の大学院修了者の就職難が一般社会でも伝えられるようになってきていること、もうひとつは、日本語教師だけに限らず、台湾で生活して働くことを視野に入れるのであれば、台湾で大学院を出た方が中国語能力や現地の事情にも通じていることの証明にもなるため、現地での就職活動で有利になる傾向があることなどが考えられる。とくに近年

は、台湾で生活して働くことを望む日本人も増えているため、同じ日本人同士の間で優位に立つにも台湾で大学を出ていた方が単に語学留学だけよりも売りになるし強みがあると語るインフォーマントも少なくなかった。このような動機は、日系人材紹介会社の女性マネージャーの「台湾では、専門技術職では日本人の需要は確かに高くなりつつあるものの、日本語ができる現地の人材が多いため、日本で数年程度アシスタント的な事務職を経験してきた後、台湾で1～2年語学を勉強したという程度の日本人にはあまり仕事の需要がない」（2006年10月16日）という語りからも裏付けられる。

また、台湾で長期滞在・定住を望む場合、台湾人の配偶者でない限り条件をクリアするのはかなり難しい。とくに最近では、外国籍居留者の増加や不法な外国人就労の取り締まりへの対応との関係もあり、実際、以前のように語学学校で長期(概ね3年以上)の在学や、語学留學生のままではビザの延長は難しくなっている。しかし、台湾は「学位」主義社会であるため、修士・博士の学位を持っていれば、現状ではそれほど中国語ができなくても、また「実務経験」がなくても、大学で日本語教師などの専任職を見つけやすくなり、その他の職を探すにしても条件が良くなる。「横並びの学歴社会」と称されるように、大学学部までの「学校歴」が重視される日本社会とは異なり、アメリカに似た「学位」尊重型の高学歴社会である台湾社会において、高い学位を取得することは、日常生活においても何かと優遇されるケースも多く、それだけより可能性が広がることを意味する。また、台湾では、公務員の多くがアメリカなど欧米の博士号を持っているだけでなく、開業医など個人医院の看板や個人の名刺などに学位が記入されているケースも多く、転職が盛んな台湾社会では、アカデミズムの業界以外においても、年齢給や勤続年数よりも、職能給や学位による給与体系をとっているところが多い。

台湾の大学の学費は、物価水準に比較して相対的に安い。国立か私立か、また私立でも大学によっても差があるが、実際に日本人留學生の大半が在籍している文系を例にとると、台湾の大学の学費は国立大学の場合、年間で2万元程度(日本円で約57,000円)、私立の場合は4～5万元程度(日本円で約100,000万円～135,000円)である。そのため、実際に自分で働いて学費を稼ぎながら大学院に学ぶ日本人も少なくない。

それに加えて、台湾は日本のように残業が当たり前という労働慣行はないため、就労と自分の勉強を両立させやすい。たとえば、前述の36歳の日本人男性(EH)は、働きながら大学院に通おうと思った動機には、次のような台湾人の同僚たちの姿からも、自己研鑽に余念のない姿に刺激を受けたと語る。

同僚たちはすごいですよ。何かって、5時になれば皆ピタッと仕事をやめて帰って学校とが行く人も多いし、仕事でも、ちょっと仕事が早めに終われば、本を読んだり通っている学校の授業の予習をしたりしている人もいる。これって、日本では「内職」となるのだろうけど、台湾では別に仕事が時間内に終わって時間が余っているんだったらいいじゃないという感じなんですよ(2006年12月19日)。

加えて、最近では日本においても徐々にそのようになりつつあるが、台湾は高学歴女性や20代後半から30代後半にかけての若年既婚女性の労働力率が高い土地柄である〔瀬地山1996〕。そのため、筆者の調査からも、国際結婚によって台湾に暮らしている日本人が、就労に際し自らの学歴的価値を引き上げ、労働市場で優位に立てるようという動機で大学院に入学しているケースがいくつもあった。

たしかに、これまでは在日日本人が従事する職業は日本語教師が多かったし、その傾向は今でもあまり変わっていない。これは、すでに言及したように、日本人個人の側の職業選択からという要因よりは、台湾の外国人就労をめぐる政策との関係が大きい⁶。しかしながら、在日日本人たちは、こうして台湾での滞在を通してその肩書きをさまざまに変えていく。こうした展開のなかで、日本語教師からキャリアアップを図ったり、実際、近年は放送局、出版社、法律事務所などに勤務する者、電子関係やIT関連企業での勤務などの事例も少しずつ出始めている。在日日本人の職種も、日本語教師のみに限定されず、わずかながらだが多様化の兆しがみえている。

4. 在日日本人のトランスナショナルな空間に生きる複合的な戦略

このように、台湾に暮らす日本人が、現地での就労や生活を通じて、より主体的なアイデンティティを構築していくようになった大きな背景には、ひとつは、前節までに見てきたように、日本と台湾をめぐる東アジア間の複合的な社会関係とその変化、日本社会の雇用の変動と雇用システムへの認識の変化がある。もうひとつは、2000年代に入って移民・外国人関連法規の整備が進められるようになり⁷、徐々に在日日本人をめぐる法的・政策的な居留環境が整えられるようになってきたこととも関係があると考えられる。

4-1. 永久居留証取得をめぐるリアリティ

筆者のインタビューやアンケート調査によれば、国際結婚、一般居留者を問わず、とりわけ多くの日本人にとってメリットとして認識されていたのは、いわゆる永住権に相当する永久居留証の取得と配偶者の就労の自由化であった。

現在の台湾では、台湾に連続合法居留5年以上で毎年の居留日数が183日以上の場合、永久居留証を申請できるようになっている(「入出国及移民法」第23条)。筆者の調査では、性別、職業を問わず資格に該当するインフォーマントの多くがこれを取得し、またこれの取得を目指していたことが明らかになった(配偶者の就労自由化のメリットについては、拙稿2007を参照)。実際、筆者が2006年11月に台湾の入出国及移民局の担当者に対し、手続きに来るのはどこの国の人が一番多いか尋ねたところ、永久居留証を申請する外国人は日本人が第1位であるとの話であった⁸。たとえば、台中で日本語教師をしている39歳の男性KSは、2009年1月に永久居留証を取得したが、その心境を次のように語っている。

先日、やっと移民署より電話があった。台湾生活苦節7年、構想半年にして、ついに本当に台湾の永久居留証をゲットした。これで居住権におびえることなく、堂々と会社と渡り合えるのがうれしい。今後は、労働許可証を取得したら、どんな会社で働いてもOKであるし、自分で気軽に会社をやってもいいようである。最新のICカードになっていて、写真もぼかしのようなものが入っている。それで労働許可証を申請すべく、ゲットした永久居留証のコピーや、申請書類などをそろえて、郵便局で各種手続きをした。順調に行けば、2週間後くらいには、手元に台湾で自由に働ける労働許可証が手に入ることとなる(2009年2月11日)。

このKSのように、滞在が長期化している日本人の間では、居留有効期限や居留理由が不要になること、今まで「重入境許可」(再入国許可)がパスポートに貼られていたのが、永久居留証があれば再入国許可申請は不要になること、従来は居留証の期限によって決められていた運転免許証やクレジットカードの有効期限も台湾人と同じになることなどから、「現地での仕事が探しやすくなる」「台湾に暮らす上でのさまざまな煩雑な手続きがかなりの程度軽減される」「いったん仕事をやめたりなどしても台湾にいられる」といったように、永久居留証の取得は台湾での生活の中で大きなメリットと考えられていた。

筆者のインフォーマントたちは、配偶者ビザを取得している者を除き、台湾で働いている者のほぼ全員が正規の就労ビザを取得しており、同じ職場に勤め続ければ、この資格は無効になる恐れはない。しかし、転職時にはあらためて就労ビザを申請しなくてはならず、書類作成の手間や費用に加え、外国人就労ビザの申請を渋る雇用主も少なくなく、申請が通るまでの精神的な負担は大きかった⁹。実際、転職の際に、就労ビザの申請が通らなかつたために、台湾での生活を急遽切り上げて、帰国を余儀な

くされた事例も聞かれた。滞在が長期化するなかで、以前勤めていた職場や日本人からの誘いだけでなく、台湾企業や台湾人からの誘いなどといったネットワークを通じて転職する可能性も増えていく。また、中小企業が中心の台湾では、企業で就労を希望する単身の一般外国人が就労ビザを別途取得するのは、なかなか困難である。したがって、就労面においても永久居留証を取得するメリットは大きいといえる。

4-2. 越境移動時代の“社会資本”としての永久居留証の取得

興味深いこととして強調したいのは、永久居留証の取得は、台湾での定住を継続し安定させるためだけに行なわれているわけではなく、それによって、複数の場所に空間的な可能性を開くような志向性、つまり定住の権利を確保することが移動の可能性や機会を拡大することとして理解されていることである。

ここでは、日本語教師や翻訳通訳などフリーランスのような形態で働くKM¹、台湾企業に雇用されて働くNM¹、大学というプロフェッショナルな場に奉職するAY1¹の3人の事例を見ていきたい。

【事例1 フリーランスのような形態で働く日本人】

KM¹（女性、39歳）は、日本で大学卒業後に医療事務の仕事を経て、1994年に台湾に留学、その後、台湾で日中通訳翻訳分野の修士を取得し、台湾に暮らしながら台湾や日本の出版社などと契約を結んで翻訳や日本語教師の仕事に携わっているが、永久居留証取得後の仕事をめぐるライフスタイルの変化を次のように語る。

今は、台湾で日本語教師をメインにしながら、翻訳・通訳などの仕事をしながら台湾を拠点に生活しています。でも、民間の日本語学校はけっして給料もいいわけではないですし、翻訳や通訳なんて不定期だし、そりゃあいい報酬の仕事が入ってくることもたまにはあるけれども、それほど実入りがいいものではないから、実は、日本の人材派遣会社にもいくつか登録してるんですよ。永久居留証は、1年のうち183日以上、つまり6ヶ月以上滞在していれば、この資格は取り消されることはないわけだから、それに抵触しない範囲内で、たまに日本に戻って働くの。日本の人材派遣の仕事って、だいたい1仕事3ヶ月くらいのものが多いでしょ。だから、そこで多少ハードワークでもお給料が高い仕事を選んでがっばり稼ぐ。もちろん、場合によっては、昼間の仕事を終えてから、夜だって別の仕事を入れることもありますよ。こうして働いて、またしばらくしたら台湾に戻る。いずれまた台湾に戻れると思うから、こうしたある意味で辛い仕事だって我慢で

きるんですね(2006年11月17日)。

KM〃の事例は、永久居留証の取得により、台湾に生活の拠点を置きながらも台湾での仕事の合間を利用し、あるいは場合によっては一年のうち数ヶ月は日本に戻って、人材派遣などで「逆出稼ぎ」的に集中的に働くこともできるようになったことを示している。

【事例2 台湾企業に雇用されて就労する日本人】

次に、日本と台湾の大学間の姉妹校連携は、90年代後半に入り急速に活発化してきたが、近年、日本の大学在学中に交換留学などを経験した者が、卒業後に台湾に「再上陸」して台湾の大学院に入ったり、台湾で職を得たりして、台湾で暮らすケースも増えている。

たとえば、有名国立大学の中国語学科を卒業し、学部在学中の1998年に台湾へ交換留学経験を持つNM〃(女性、30歳)は、台湾に留学したことをきっかけに台湾が気に入りと、卒業後に再度來台した。最初は日本人が経営する通信社に編集員として勤務していたが、その傍ら、台湾で修士課程を出て、修了後に台湾の放送局に転職し、現在に至っている。NM〃は永久居留証の取得を考えている動機を次のように語る。

NM〃の年齢は就職氷河期を経験した時期にあたり、すでに正社員の就職口は少なくなり、仮にあってもかつてのような恵まれた待遇は望むことが難しいような状況になっていた。そこで、KM〃は、次のように、自分自身の活躍の場を拡げるために、日本と台湾のどちらの社会で働いて生活していく上での法的なアクセスへのハードルを少しでも軽減させたいと考えたという。

私の出身は九州。地元には自分を生かせる仕事がないので、必然的に東京に出なければならぬ。でも、東京では家賃が高くて正社員で就職できなきゃ一人暮らしはきつい。だから、私にとっては台湾で働くのも、東京で働くのもそれほど大きく違いはないんです。日本でも台湾でも働いて生活していくのに支障がないようにと、そうした理由から永久居留証を取得しようかなと考えているんです(2006年12月5日実施)。

NM〃の場合、自分の希望する職に就くために東京で働くことを検討したが、収入と生活費のバランスが見合わず、断念した経緯があった。

20代後半から30代前半の大卒女性の平均月給は、正社員の場合であれば税込みで

約20万～30万前後である。契約社員などの場合は、もう少し水準が下がるだけでなく、昇給や賞与がほぼ見込めず、住宅手当や家賃補助が支給されないケースがほとんどである。また、正社員が契約社員などの非正規雇用かを問わず、地方都市の場合は水準がこれよりもやや下がる。他方、台湾の場合、台湾人の大学学部卒の平均初任給は30,000～35,000台湾ドル(日本円で約10万円弱)、大学院修士修了の場合は40,000～45,000台湾ドル(日本円で約12万～13万円弱)であるが、筆者の聞き取り調査によれば、正式に外国人就労ビザを取得して台湾で働いている日本人の平均給与は、ITやエンジニアなど技術者を除く職種の場合、大学院修士修了で平均45,000～50,000台湾ドル(日本円で約14万～15万円程度)というケースが最も多かった。したがって、もしも住宅手当が支給されたり、社員寮などに入ることが可能な場合は、台湾の物価水準は、都市部の場合、平均して日本の6割程度であるため、もし正社員以外の雇用形態で働くのであれば、たしかに日本で働くのも台湾で働くのも、地方出身者が東京で家賃を負担して生活しなければならないことを考えれば、実質的に手元に残る収入面においてそれほど大きな違いはないといえる。

NM¹の事例は、単に国境を超える日本人の戦略だけでなく、グローバル化のなかでの地方都市の衰退、また必ずしも今に始まったことではないが、地方出身者は首都圏などの都市部出身者に比べて選択肢が少ないという現実が読み取れる形となっているという点においても示唆的である。また、これは同じ日本国内の他の地方都市間を移動するよりも、台北との間を行き来する方が、交通費が安くつくという現実も反映されているものと思われる。実際、NM¹は、「けっして経済的にゆとりがある生活ができていないとは思わないが、台湾では、台湾人とマンションをシェアして住んでいるし、東京で一人暮らしをするよりは楽だと思う」と述べている。NM¹は、この経験と対比しているために、単に台湾が好きという個人的志向の面においてだけでなく、現実的に手元に残る収入面のバランスを考慮に入れても日本で働くよりは台湾で働く方が恵まれていると感じていた可能性がある。

【事例3 教育研究機関に奉職する日本人】

他方、最近では日本での博士課程修了者など研究者の就職難も関係し、日本人研究者が台湾の大学で職を得て台湾で生活をするケースも増えているが、たとえば40歳代後半の女性AY1¹は、台湾の大学で日本語教師として奉職する傍ら、日本の大学からも研究プロジェクトへの協力を通じて報酬を得ている。AY1¹は台湾の永久居留証を取得したことにより、以前に比べ研究会議への出席などのために日本に出かけることも容易になり、むしろ取得前よりも意識的にも出国のハードルが低くなったという。

台湾の現行法規では、就労ビザを取得して働く外国人の場合、仮に雇用主から正社（職）員の立場で採用されている場合であっても、国の外国人就労ビザは一年ごとに更新しなければならないことになっている。大学や国の研究機関などが雇用主であれば、就労ビザの更新が政府から拒否されることは通常はあまりないことであるが、外国人就労ビザを1年ごとに更新しなければならないのは、いくら大学側がスポンサーに立ってくれるから大丈夫とはいっても、やはり万が一のことを考えると、不安も小さくはなかったと語る。

さらにAY1¹は、これまでは大学日本語教員として就労ビザを取得して滞在を継続させてきたが、永久居留証を取得したことにより、フルタイムの日本語教員の職を辞し、現在は博士課程に在籍しながら、非常勤講師として大学で日本語を教えるといったワーキングスタイルを選択して、滞在を安定させることも可能になった。研究者はその仕事の性格上、国境を超えてさまざまな国籍の研究者と連携して仕事を行ったり、必然的に国外に出かけることも少なくないため、台湾人の配偶者以外の単身居留者が永住権を取得するメリットは大きいといえる。

4-3. シティズンシップ獲得への多義的な意味付け

以上の3つの事例が示すように、日本国籍とあわせて二つの法的保障と生活空間を持つことができるという肯定的なりアリティからは、「一時的な滞在」「いずれ日本に戻る」ことを必ずしも前提としているのではなく、「ライフスタイル移住」「生活の拠点として台湾に暮らす」という軸が出てきていることがうかがえる。同時に、複数の場所での移動の可能性を広げる権利を確保することで、複数の場所に空間的な可能性を開くような志向性がうかがえ、永久居留証の取得には多義的な意味付けがなされていることが看取できるのである。これらの事例から共通して読み取れるのは、「自分を生かせる場所で生活基盤を築きたい」という志向と戦略であり、それぞれ職業的立場の違いはあるものの、いずれも永久居留証の取得が移動時代の一種の“社会資本”として捉えられていることが分かる。

他方で、これは地理的に日本に近い東アジア、とくに社会制度や生活レベルが近い台湾だからこそ、よけいに可能になったライフスタイルでもあるともいえる。なぜなら欧米であれば、一往復するだけでも10数万円はかかり、また、時差が10時間以上もある地域との間では、日本国内にいるのと同様感覚で仕事や生活をするというようなことは、いくら交通手段や情報通信産業が普及したといっても、ごく一部の限られた日本人たちの間を除けば、それほどたやすいことではないと考えられるからである。

とくに日本と台湾はいずれもサービス業が主力となり、産業構造が類似してきている¹⁰。それに加え、さらに2000年代に入ると、インターネットや携帯電話など情報通信産業の普及などもあいまって、時差が少ないなかでさらに時間的・心理的な距離感も縮小し、日本にいても台湾にいてもほぼ同様のスタイルの仕事を獲得したり、ほぼリアルタイムで転職活動を行なったりなどができるようになるなど、より自覚的に自らのアイデンティティを追及していけるような機会を追求することも可能な空間もできつつある。こうしたことがまた、永久居留権などシティズンシップの取得への多義的な意味づけを与える要因として働いているといえるだろう。

なお、台湾では、永久居留証に加え、その制定以来70年間改正されることがなかった国籍法が2002年に改正された。それにより、日本国籍を保持したまま中華民国に帰化すること、つまり二重国籍も可能となっている。台湾の中華民国籍を取得して帰化する日本人は、永久居留証を取得する日本人に比べれば数はまだ少ないものの、中華民国籍を取得して現地に帰化をする日本人も徐々に始めており、今後の展開が注目される。

5. おわりに—結論と含意

本稿では、台湾に暮らす日本人の“between”に生きるよりよいライフスキル獲得に向けた戦略実践を通して、現代日本におけるグローバルな国際移動の現状と、日系企業社会の拡大にとどまらない次元でのアジアに暮らす日本人の現地社会との関わり的一端を考察してきた。東アジアにおける越境する社会空間を射程に入れつつ、本稿の検討から明らかになる点は、大きく次の二点である。

第一に、自らの主体的な選択や意思によって台湾に暮らす日本人が、現地でのよりよい条件での就労やライフスキルの獲得を目指して現地の高等教育機関へ進学したり、永久居留権など現地でのシティズンシップ獲得をめぐる彼/彼女たちの動機や戦略には多義的な意味づけが与えられていることである。これは、逆説的にいえば、ジェンダーや階層も含め、日本人内部の属性の多様性が反映された結果であるともいえる。

日本国籍とあわせて二つの法的保障と生活空間を持つことができるという肯定的なリアリティは、移動する人々が文化や境界(ボーダー)をよみかえ、「エスニシティ」としての日本人や「国」を再構成していることを示すものである。つまり、シティズンシップの取得が、むしろ移動の機会を広げる基盤として、より積極的に認識されていることを表しており、必ずしも国民国家への包摂や帰属としての定住や帰化だけにとどまらず、それとは異なる多義的な意味が与えられていることが分かる。

このような展開のなかで、グリック・N・シラー [N. Schiller 1995]がいうように、

二つの社会で収入を得ることも可能となっており、両側のコミュニティがネットワーク上のひとつの社会空間へと編成されるなかで、トランスナショナルな生活は、むしろ生存とよりよい生活の戦略にも転換させている。台湾に越境する日本人も、二つの社会の間で生きるということを戦略的に「利用」し、わずかな機会や隙間を見つけて自己実現を図り、潜在や移住を経て連続するキャリアの構築を目指すようになっているともいえる。

第二に、他方で、こうした展開は、〈国民〉というカテゴリーを規定するシティズンシップと、生活基盤の保障先としてのシティズンシップという点において、一致性が高いと思われてきた日本人のイメージに問い直しを迫るものともいえることである。

たとえば台湾人や香港人などチャイニーズの世界では、ナショナル・アイデンティティの帰属先としての永住権や国籍と生活基盤の保障先としてのそれを割り切つて考える処世術が存在する。そうした背景も大きく関係し、実際、かつてほどではないにせよ、アメリカ国籍、カナダ国籍やオーストラリア国籍など外国籍を持つ台湾人や香港人は多く、複数の国籍や永住権を持つことは社会的にも比較的普通のこととして認識されている。これは、政治的に「国家」としての地位が不安定であることや、かつての日本人以上に強い欧米志向などといった要因だけでなく、将来の活躍の場や、よりよい生存の場を視野に入れた上で「戦略的に」行われている行為である。

戦後の日本において、日本人は長らくこうした意識は持ち合わせていないものという認識が長らく共有されてきた。しかし、本稿の事例からは、日本人の間でも、最近では台湾人や香港人が持ち合わせるような国への帰属に対する意識の変化も一方では見られ始めるようになってきていることがうかがえる。永住権や国籍などシティズンシップに対する台湾人の考え方や行動規範の影響を受けて、一つの国に帰属する国民のイメージが相対化されたともいえよう。こうした展開は、シティズンシップとナショナル・アイデンティティの帰属という点において、これまで一致性が高いと思われてきた日本人のイメージに問い直しを迫るものでもあり、「日本人」概念の問い直しや相対化を考える上でも、きわめて重要な展開として強調する必要がある。

今後、越境する日本人のトランスナショナルな空間に生きるライフスキル獲得をめぐる戦略についてさらに分析を進めていくと同時に、国の枠組みを超える移動が人生に与える影響について考察していくことが課題である。

[注]

¹ 「はざま」(between)に生きるという概念は、アメリカの文化批評家ジェームズ・クリフォードがニューヨークのカリブ系移民について言及した際、こうした人々にとって重要なのは、「どこの出身か」(Where are you from?)ではなく、「どことどこの間にいるか」(Where are you between?)だと

述べているところから援用したものである〔Clifford 1997: 37〕。本稿が扱うようなトランスナショナルな移動状況において、このクリフォードの「はざま」(between)の概念を拡大的に解釈すれば、彼女たちは国と国、社会と社会、文化と文化の間を生きる人々であり、本稿においてもそのような意味において用いている。

- 2 現在、入手できる外務省「海外在留邦人統計調査」は、平成9年度版(1996年10月1日現在)のものからである。なお、大韓民国では、平成18年度版(2005年10月1日現在)では永住者数は71名であったのが、平成19年度版(2006年10月1日現在)では1,622人と極端に増えていることに注意したい。
- 3 このほか、日本人退職者ロングステイ査証(180日間数次)、並びに日本人ロングステイ下見のための査証(60日滞在数次)がある。なお2009年6月1日より、台湾においても18歳以上30歳以下の日本人を対象に、年間2,000人まで1年間を限度としてワーキングホリデー制度が実施されている。なお、台湾の外国人関連法規は、変更や改正が頻繁であることに留意する必要がある。
- 4 台湾における「永久居留」申請資格(「入出国及移民法」第23条)
 1. 台湾地区に合法連続居留5年以上の外国人 あるいは
 2. 台湾地区に戸籍を有する国民の外国人配偶者およびその子女で、合法連続居住5年あるいは合法居住15年以上でそのうちの8年間について毎年の居住日数が183日以上、かつ次の要件に適合する者。
 - ①年齢が満20歳以上。ただし、国民の子女は14歳以上。
 - ②品行方正
 - ③自立に足る相当な財産、あるいは技術を有する。
 - ④合法連続居留期間は毎年270日以上。ただし国民の配偶者および子女は183日以上。
 - ⑤国家利益に適合すること。

なお、2008年8月1日より、台湾へ3,000万元(日本円で約1億500万)以上を投資した外国人に永久居留証の申請を認める新制度を施行するとともに、専門職や事務職などに従事し年間183日以上台湾で働く外国人を対象に、永久居留申請に必要な合法居留年数がそれまでの7年から5年に短縮された。ただし、投資の場合は3,000万元以上の投資に加え、5人以上の台湾人雇用と3年間の事業継続が必要である。

- 5 参考までに、台湾で学位取得あるいは専門課程での学習・研究を目的に留学する学生が最も多い代表的な総合大学とされる国立台湾大学の資料「本地生、僑生、外籍生人数、按院別 1980-2004」によれば、外国人留学生である「外籍生」は、2004年現在267名のうち、学部が126人、修士課程が101人、博士課程が40名であり、そのうち、人文社会科学系が過半数以上を占めている。性比では、1997年までは男性の方が多いが、1998年～1999年はほぼ半々になり、2000年から女性の占める割合が高くなっている。ただし、この資料からは国籍別内訳は不明である。
- 6 台湾での日本人の雇用・就労と外国人就労をめぐる政策との関係については、金戸〔2007〕を参照。
- 7 戦後台湾の特殊な政治体制も関係し、外国人を受け入れるホスト社会としての環境整備に遅れを取ってきた台湾であるが、90年代半ば頃から、日本人や欧米出身者など外国人関連団体が台湾に長く暮らす外国人の居留環境の改善に向けての活動を展開するようになった。こうした背景や、90年代後半以降、民主化の進展とともに、台湾政府がより広義な社会福祉や人権擁護に関する積極的な政策整備を行っていくようになってきたことや、東南アジアや中国大陆などからの配偶者の急増がもたらすさまざまな社会問題に対処するために、移民関連法規の見直しが迫られていくようになった。こうして1999年5月14日に至り、台湾で移民問題と出入国業務に関する専門の法律である「入出国及移民法」(2002年、2007年改正)がはじめて制定され、これをきっかけに台湾に一定期間居住した外国人に対して「永久居留権」つまり永住権制度が認められることになった。これを機に、台湾では2000年代に入り「全民健康保険法」、「国籍法」や「就業服務法」など、外国人居留関連法規が相次いで

制定あるいは改正されている。

- ⁸ 外国籍配偶者比率が高いが多いベトナム人をはじめ、東南アジアの人たちは永久居留証を飛び越し、はじめから帰化の手続き、つまり母国籍を放棄してしまう人が圧倒的に多いとのことである。
- ⁹ 永久居留証を取得した場合でも、就労する場合は、別途届け出が必要である。ただし、永久居留証を持つ外国人については、直接勞工委員会に労働許可を申請することで、再度雇用主を通して労働許可を申請する必要はなくなるため、就労する上での負担はかなりの程度軽減される。なお、すでに触れたように、中華民国籍者と結婚し、合法的な居留権を取得した外国籍配偶者の場合、労働許可を申請することなく台湾で就労することができる。
- ¹⁰ 台湾は1980年代末にすでにサービス業中心の産業構造へと変化し始めており、サービス業従事人口が過半数を占めたのが1988年である。その後、サービス業の占める比率は1996年に60%を超え、2000年前後に65%台になっている〔行政院主計處2002: 15〕。

【文献】

- Ben-Ali Eyal and Yong Yin Fong Vanessa, 2000, "Twice Marginalized: Single Japanese Female Expatriates in Singapore", Ben-Ali and John Clammer, *Japan in Singapore*, Surrey: Curzon, 82-111.
- Clifford, James, 1997, *Routes: Travel and Translation in the Late Twentieth Century*, Cambridge and Mass: Harvard University Press.
- Chun, Allen, 2002, "The Coming Crisis of Multiculturalism in 'Transnational' Taiwan", *Social Analysis*, Vol.46, Iss.2, 102-122.
- 外務省「海外在留邦人数調査」平成9年版～平成20年版。
- Glick Schiller, Nina, Linda Basch, and Cristina Blanc Szanton, 1995, "From Immigrant to Transmigrant: Theorizing Transnational Migration", *Anthropological Quarterly*, Vol.6, 48-63.
- 行政院主計處, 2002, 『91年人力資源統計年報』。
- 今田高俊・園田茂人, 1995, 『アジアからの視線——日系企業で働く1万人からみた「日本」』東京大学出版会。
- ジョン・C・トービー著, 藤川隆男監訳, 2008, 『パスポートの発明 監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局。
- 金戸幸子, 2006, 「亞洲的自發性日本移民: 以台北・上海為例」台湾・南華大學社會科學院亞太研究所編《亞太研究通訊》4: 63-87.
- , 2007, 「現代台湾における日本人の動態とその新たな展開——台湾でキャリア構築を目指す越境動機を中心に——」『現代台湾研究』32: 20-45.
- Kelsky, Karen, 2001, *Women on the Verge: Japanese women, Western Dreams*, Durham and London: Duke University Press.
- コバヤシ, オーダリー, 2003, 「ジェンダー問題(切り抜け)としての移民: 日本人女性のカナダ新移住」岩崎信彦ほか編『海外における日本人, 日本の中の外国人 グローバルな移民流動とエスノスケープ』昭和堂, 224-238.
- 小林英夫, 2006, 「戦後アジアと日本企業」諏訪春雄編『グローバル化時代の日本人』勉誠出版。
- 林泉忠, 2005, 『「辺境東アジア」のアイデンティティ・ポリティクス—沖繩・台湾・香港』明石書店。
- Marcus, George, 1998, *Ethnography through Thick and Thin*. Princeton University Press.
- 内政部警政署, 『中華民國警政統計年報』民國81(1992)～民國96(2007)年版。
- 内政部警政署, 「台閩地區居留外僑統計——按國際及職業別九十四年(2005)」。
- 内政部統計處「內政統計通報九十八年(2009)第五週」。

- 小倉充夫, 1995=2005, 「第14章 社会変動と国際社会——国際社会学の誕生」宮島喬編(1995=2005)『現代社会学[改訂版]』有斐閣, 308-328.
- 酒井千絵, 1997, 『香港に就職した日本人女性——アイデンティティの弾力性とその安定』東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻相関社会科学コース修士論文.
- , 2007, 『境界を越える／境界に生きる:1990年代日本から香港・中国への自発的移住を事例として』東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻相関社会科学コース博士論文.
- 佐藤真知子, 1993, 『新・海外定住時代——オーストラリアの日本人』新潮社.
- 瀬地山角, 1996, 『東アジアの家父長制—ジェンダーの比較社会学』勁草書房.
- Sakai, Junko, 2000, *Japanese Bankers in the City of London*, London and New York: Routledge.
- Smith, M. P. & L. Guarnizo, 1998, *Transnationalism from Below*, Transaction Publishers.
- 園田茂人, 2001, 『日本企業アジアへ—国際社会学の冒険』有斐閣.
- 佃陽子, 2007, 「二十一世紀日本人のアメリカン・ドリーム—移民と非移民の間」『現代日本をめぐる国際移動』勉誠出版, 72-80.
- THANG Leng Leng, MACLACHLAN Elizabeth and GODA Miho, 2006, 「自分の空間で暮らす:シンガポールで働く日本人女性」地理科学学会編『地理科学』61 (3): 156-171.